

ご議論いただきたい論点について

「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」（資料 3 参照）

1. 医療機関のホームページの情報提供の適正化

（建議事項 1）

厚生労働省は、医療機関のホームページにおける情報提供の適正化を図るため、医療機関のホームページについて、是正命令や命令に違反した場合の措置等を設けることにより医療機関に対する指導監督の実効性が確保されるよう、法令の改正に向けた検討を行い、以下の措置を速やかに講ずること。

- （1）法第 6 条の 5 の規定に基づき規制の対象とされている「広告」の概念を拡張し、医療機関のホームページも「広告」に含めること。
- （2）少なくとも法第 6 条の 5 第 3 項の規定に基づき禁止されている「虚偽」の広告並びに同条第 4 項及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 9 の規定に基づき禁止されている類型（比較広告、誇大広告、広告を行う者が客観的事実であることを証明できない内容の広告及び公序良俗に反する内容の広告）の広告を、医療機関のホームページについても禁止すること。

建議事項 1 を受けて、どのように対応すべきか。

→（1）を踏まえ、医療機関のウェブサイト等を広告として扱うことについてどう考えるか。

広告として扱う場合、併せて、広告できる事項の範囲を拡大する必要があるか、あるとすればどのような内容について手当てする必要があるか。

→（2）を踏まえ、医療機関のウェブサイト等について、医療法上の広告としては扱わないが、虚偽・誇大な表示等に当たるものは禁止することについてどう考えるか。

【参考】

- 医療法以外の法令における規制（参考資料 4 参照）
 - ・ 不当景品類及び不当表示防止法
 - ・ 不正競争防止法
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
 - ・ 特定商取引に関する法律※
- ※現在、長期・継続的な役務の提供を行う特定継続的役務において、エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の 6 つの役務が規制の対象とされており、書面交付の義務付けや誇大広告等の禁止を規定しているが、平成 28 年 1 月 7 日に消費者委員会は、特定継続的役務の規制対象に美容医療を加えることを総理大臣に答申している。
- 一般的な広告の定義（参考資料 4 参照）
 - ・ 広告の語源
 - ・ 広告の定義
 - ・ インターネット広告の定義